

下諏訪町と株式会社クスリのサンロードとの包括連携に関する協定書

(協定内容の変更)

下諏訪町(以下「甲」という。)と株式会社クスリのサンロード(以下「乙」という。)
は、町民が健康的で安心して暮らせる社会の実現に向け、相互に連携し、町民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取組むものとする。

- (1) 健康増進や食育の促進に関すること
- (2) 防災・災害対策に関すること
- (3) 高齢者介護及び子育て支援に関すること
- (4) 観光の振興に関すること
- (5) 文化・芸術・教育・スポーツ等に関すること
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第6条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかるまでに、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるもとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年6月26日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長

三坂徹

乙 山梨県甲府市後屋町452

株式会社クスリのサンロード

代表取締役社長

樋口俊英